



梶 税務経営 ニ コ ー ス



編集 発行 人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明
税理士 梶 久男

〒933-0849
高岡市横田本町10-7
ダイキビル2F
TEL 0766(25)7722(代)
FAX 0766(25)7723
http://kaji.zei-mu.jp

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	・
金	2	16	・
土	3	17	・
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

2月の税務と労務

- 国 税** / 平成18年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(運付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月13日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 2月28日
- 地方税** / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 推定相続人

被相続人が死亡すれば、最優先順位者として相続することが予定される法定相続人のこと。配偶者は常に推定相続人となり、血族関係では第1順位が子、第2順位が直系尊属(父母、祖父母、養父母等)、第3順位が兄弟姉妹であるため、最優先順位者である子が推定相続人となります。

確定申告のポイント



本年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告については既に一月から始まっていますが、納付額がある人については二月十六日から受付開始となります。以下、平成十八年分確定申告のポイントを整理してみます。

確定申告の対象者

確定申告の対象者は、大きく二つのグループに区別できます。一つは確定申告が法的に義務付けられている人、もう一つは義務はありませんが、申告をすることにより、所得税の還付を受けられる人です。

確定申告をしなければならぬ人(主な例)

個人で事業を行っており納税額がある
不動産収入がある人で納税額がある
給与が年間二、〇〇〇万円を超える
二か所以上から給与をもらっている
同族会社の役員等で、その

会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている
平成十八年中に土地等の譲渡があった

給与所得者で給与以外の所得が二〇万円を超える

所得税の還付を受けられるケース

雑損控除を受ける
医療費控除を受ける
寄付金控除を受ける
配当控除を受ける
住宅ローン控除を受ける



平成十八年分の留意点

(1) 定率減税の縮小

平成十一年以降の各年分の所得税額について二〇%の定率減税措置が続いていましたが、平成十八年分は減税額が半分の一〇%相当額(一二万五千円が限度)となります。

(2) 寄付金控除

寄付金控除の適用下限額が五千元(改正前一万円)に引き下げられています。

(3) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の創設

居住者が、平成十八年四月一日から二十年十二月三十一日までの間に、一定の区域内において、その者の居住の用に供する家屋(昭和五十六年五月三十一日以前に建築された家屋)の一定の耐震改修をした場合には、その者のその年の所得税の額から、その耐震改修工事費用の額の一〇%相当額(二〇万円が限度)が控除されます。

所得税額速算表(平成18年分用)

課税総所得金額(A)		税率 (B)	控除額(C)	税額 = (A)×(B) - (C)
超	以下			
3,300,000円以下		10%	-	(A)× 10%
3,300,000円	9,000,000円	20%	330,000円	(A)× 20% - 330,000円
9,000,000円	18,000,000円	30%	1,230,000円	(A)× 30% - 1,230,000円
18,000,000円超		37%	2,490,000円	(A)× 37% - 2,490,000円

確定申告書チェック表

(平成18年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄付金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人(昭和59.1.2～平成3.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	(1)寡婦 死別・離婚……扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 死別………合計所得金額が500万円以下。 特別の寡婦……扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下。
税額から差し引かれる金額	配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除金額は、最高38万円です。
	住宅ローン控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
		申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 請負契約書又は売買契約書の写し 住民票 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 昭和56年以前の中古住宅(17年4月以後取得分に限り、耐震基準を満たしたことの証明書 (2)増改築をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認の通知書の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く。

テナントビルを相続した場合の不動産所得に係る青色申告の承認申請書の提出期限

Q テナントビルを経営していた父が本年2月1日に亡くなりました。長男である私がこのテナントビルの経営を承継することとなりましたので、父と同様に青色申告を行いたいと思っています。

(1)青色申告の承認申請はいつまでに行えばよいのでしょうか？

また、(2)消費税についてはどのように取り扱われることとなるのでしょうか？

A (1)青色申告の承認申請は、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2か月以内)に納税地の所轄税務署長に行わなければなりません。

ただし、相続により事業を承継した場合は、相続開始を知った日(死亡の日)の時期に応じて、それぞれ次の期間内に提出します。

死亡日がその年の1月1日から8月31日までの場合...死亡日から4か月以内

死亡日がその年の9月1日から10月31日までの場合...その年の12月31日まで

死亡日がその年の11月1日から12月31日までの場合...その年の翌年の2月15日まで

ご質問の場合は6月1日までに所轄税務署長に提出する必要があります。

(2)基準期間の課税売上高が1千万円以下であるため消費税の申告が必要のない相続人が、基準期間に課税売上高が1千万円を超える被相続人の事業を承継した場合には、相続の開始があった日の翌日からその年の12月31日までの課税資産の譲渡等については消費税の申告が必要となります。

また、相続があった年の翌年及び翌々年については基準期間における相続人及び被相続人の課税売上高の合計額が1千万円を超える場合は消費税の申告が必要となります。

税金
一口メモ
介護保険制度と医療費控除

介護保険制度の下での居宅サービス費用のうち以下の対象者について、対象となる居宅サービスに係る自己負担額は医療費控除の対象とされます。

(1)対象者
次の及びのいずれの要件も満たす者：
介護保険法に定める一定の居宅サービス計画に基づく居宅サービスを利用すること、

の居宅サービス計画に介護保険法に定める訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の居宅サービスのいずれかが位置づけられること

(2)対象となる居宅サービス
前記の居宅サービス及び併せて利用する介護保険法に定める訪問介護、訪問入浴介護、通所介護及び短期入所生活介護の居宅サービス

健康診断の費用の負担

Q 当社では年齢35歳以上の役員及び使用人を対象として、年1回3万円の健康診断を実施しています。費用は当社で全額負担しますが、検診できなかった従業員に対し、検診費用として2万円現金支給しました。これらは給与課税の対象とされますか？

A ご質問の費用は、原則として給与課税の対象とされますが、次の条件を具備している場合には、課税しなくてもよいこととされています。

- 1 全従業員又は一定年齢以上の者がすべて対象となること
- 2 検診内容が健康管理上の必要から一般に実施される2、3日程度のものであり、その経済的利益の金額が多額でないこと
貴社の場合、検診費用が3万円と著しく多額ではなく、指定日に受診した者は給与課税されません。しかし、現金支給された者は、たとえ後日検診を受けたとしても金銭での支給ですので給与課税の対象となります。